

札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年 12 月 13 日条例第 62 号）抜粋

第 3 章の 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

第 1 節 総則

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

（この章の趣旨）

第 138 条の 2 法第 34 条の 8 の 2 第 1 項に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下この章において「最低基準」という。）については、この章の定めるところによる。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

（最低基準）

第 138 条の 3 放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるものとする。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとする。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

（一般原則）

第 138 条の 4 放課後児童健全育成事業における支援（以下「放課後児童健全育成支援」という。）は、小学校（学校教育法に規定する小学校及び義務教育学校の前期課程をいう。以下この章において同じ。）に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を利用する児童（以下この章において「利用者」という。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮

を払って設けられなければならない。

- 6 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕、一部改正〔令和 5 年条例 6 号〕

（非常災害対策）

第 138 条の 5 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、定期的に前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

（安全計画の策定等）

第 138 条の 5 の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

追加〔令和 5 年条例 5 号〕

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 138 条の 5 の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

追加〔令和 5 年条例 5 号〕

（従業者の一般的要件）

第 138 条の 6 放課後児童健全育成支援に従事する従業者は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

(従業者の知識及び技能の向上等)

第 138 条の 7 放課後児童健全育成事業所の従業者は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

第 2 節 設備に関する基準

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

第 138 条の 8 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、放課後児童健全育成支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。

- 3 専用区画及び第 1 項に規定する設備、備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、放課後児童健全育成支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

第 3 節 運営に関する基準

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

(従業者)

第 138 条の 9 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、放課後児童健全育成支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う放課後児童健全育成支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したもの又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して 1 年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

- (3) 学校教育法に基づく高等学校（旧中等学校令に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科若しくは当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - (6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者
 - (7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
 - (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第 2 項の放課後児童健全育成支援の単位は、放課後児童健全育成支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の放課後児童健全育成支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、放課後児童健全育成支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち 1 人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の放課後児童健全育成支援に支障がない場合については、当該放課後児童支援員又は補助員は、他の職務に従事することができる。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕、一部改正〔平成 29 年条例 7 号・30 年 30 号・31 年 6 号・令和元年 42 号・2 年 7 号・36 号〕

（利用者を平等に取り扱う原則）

第 138 条の 10 放課後児童健全育成事業者及び当該放課後児童健全育成事業者が運営する放課後児童健全育成事業所の従業者（以下「放課後児童健全育成事業者等」という。）は、

利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

(虐待等の禁止)

第 138 条の 11 放課後児童健全育成事業所の従業者は、利用者に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

(業務継続計画の策定等)

第 138 条の 11 の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

追加〔令和 5 年条例 5 号〕

(衛生管理等)

第 138 条の 12 放課後児童健全育成事業者等は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕、一部改正〔令和 5 年条例 5 号〕

(運営規程)

第 138 条の 13 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 開所している日及び時間

(4) 放課後児童健全育成支援の内容及び当該放課後児童健全育成支援の提供につき利

用者の保護者が支払うべき額

- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

(放課後児童健全育成事業者等が備える帳簿)

第 138 条の 14 放課後児童健全育成事業者等は、従業者、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、放課後児童健全育成事業所に備え置かなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

(秘密保持等)

第 138 条の 15 放課後児童健全育成事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

(苦情解決)

第 138 条の 16 放課後児童健全育成事業者は、その提供した放課後児童健全育成支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その提供した放課後児童健全育成支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者等は、運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

追加〔平成 26 年条例 51 号〕

(開所の時間及び日数)

第 138 条の 17 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、本市における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、本市における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。

追加〔平成26年条例51号〕

(保護者との連絡)

- 第138条の18** 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、放課後児童健全育成支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

追加〔平成26年条例51号〕

(関係機関との連携)

- 第138条の19** 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設（第140条第1号に規定する児童福祉施設をいう。）、利用者の通学する小学校等の関係機関と密接に連携して、放課後児童健全育成支援に当たらなければならない。

追加〔平成26年条例51号〕

(事故発生時の対応)

- 第138条の20** 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成支援の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

追加〔平成26年条例51号〕

第4節 最低基準の向上

追加〔平成26年条例51号〕

- 第138条の21** 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

追加〔平成26年条例51号〕